平成24年 第4回定例会

12月11日から13日までの会期で開催され、多岐にわたり審議が行われました。

一般議案に対する 議案審議

医療体制検討業務委託料

問 医療体制検討業務委託料四〇〇万円の内容は。

答 県西総合病院の将来ビジョンについて、桜川市民が必要とする医療体制は何かを調査するための費用です。具体的には、課題を整理した中で必要とする診療科目、医師の確保、施設の適正規模、病床・病棟・建物の更新または建てかえ、経営形態、救急医療体制等を調査するための委託料です。

問 十二月十一日の一般質問で、「新中核病院と県西総合病院の行方について」の答弁の中で、市長は「以前と情勢が大きく変化したので、県西総合病院と筑西市民病院、協和中央病院の枠組みによる再編統合の協議の中に参加したい」と答弁をしているが、大きく変化した理由は何か。また、参加するための条件は何か。

答 先日、正副議長はじめ三常任委員長と真壁医師会の皆さんと話し合いをさせていただきました。医師会から、県西地区の医療過疎の解決をしなければなりません。その中でも、県西総合病院は必要不可欠との話がありました。また、県の保健福祉部長や幹部の皆さんとの話し合いもありました。このままでは、公立二病院（県西総合病院・筑西市民病院）の再編統合は厳しい状況です。

　県から、「視野を広げて話し合ったらどうか」という話があり、公立二病院に協和中央病院を含む三病院という形の中で進められれば、場所等の問題も再構築ができるのではないかという思いを持ちました。また、桜川市は開業医が少なく、予防接種等の大半は県西総合病院にお願いしています。地域に密着したこの県西総合病院を確実に残していくことを条件とした交渉をしていきたい。

施設使用料・証明書手数料を改正

市施設の使用料の減免規定の統一化

　この条例は、行財政改革大綱及び実施計画に基づき、施設の使用料、手数料の適正化に関する基本方針を定め、受益者負担に関する統一的な考えに基づき施設使用料の減免について明確に規定し、現在使用料を徴収している施設の中で、改正が必要なものについて改正するものです。

問 減免規定の統一化によって、現在は減免されているが、有料になるものはあるのか。その増収額はいくらか。

答 増収の見込みは、概算で約三五〇万円です。

問 使用料減免規定の十一項目で、「障害者または七十歳以上の団体で使用する場合は減額、それから個人利用において障害者または七十歳以上云々」とあるが、以前と変わったのか。

答 検討委員会や他の市町村など、いろいろな状況も勘案しながら、免除と減免の統一的な考え方をつくったところです。

各種証明書等発行手数料の改正

　この条例は、行財政改革大綱及び実施計画に基づき、使用料、手数料の適正化に関する基本方針を定め、近年の社会状況の変化を踏まえた計画的な財政運営と財源確保を図るために、証明書等発行に関する手数料を改正するものです。

問 今回の手数料の値上げによって、いくら増収が見込めるのか。

答 手数料は、二〇〇円が一〇〇円値上げして三〇〇円になります。件数は七万件ですから、約七〇〇万円の増収です。

公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

問 旧岩瀬町第一負担区、国道五〇号北側の御領・明日香・富士見台の全部・岩瀬の一部が今回第二負担区として追加された。受益者負担金は、第一負担区と同額で基本料金が二五万円で一平方メートル当たり一五〇円の地積割及び区割りの併用方式については理解したが、合併して七年もたっているのに、真壁地区・大和地区・岩瀬地区の水道料金のように統一できないのか。

答 合併前の旧三町村により決定された受益者負担金を、そのまま継承しています。ちなみに、つくば市・筑西市・下妻市・笠間市についても旧町村で整備されたことから、それらを継承し、統一はしていません。

問 今後、羽黒地区まで延伸の話を聞くが、少子高齢化や人口減少などを考えると、費用対効果はどうか。

答 公衆衛生上の向上と公共用水域の水質改善に努め、社会情勢の変化を考慮して公共下水道全体の計画を見直し、事業の縮小を図っています。また、事業の必要性・経済性及び住民のニーズなどを調査し、優先順位をつけて整備をしていく考えです。

下水道の仕組み（小貝川東部浄化センター）

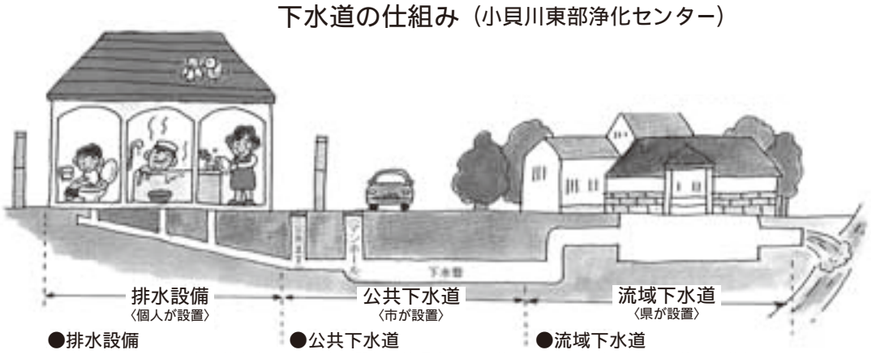

●排水設備
家庭から出る下水を公共ますに流すため、個人が宅地内に設置・管理する設備です。

●公共下水道
市が建設し、管理する下水道です。

●流域下水道
２市町村以上の公共下水道からの下水を集めて処理する下水道です。
市が現在進めているのは、茨城県と桜川市、つくば市、筑西市、下妻市の４市で構成する小貝川東部流域下水道事業です。